

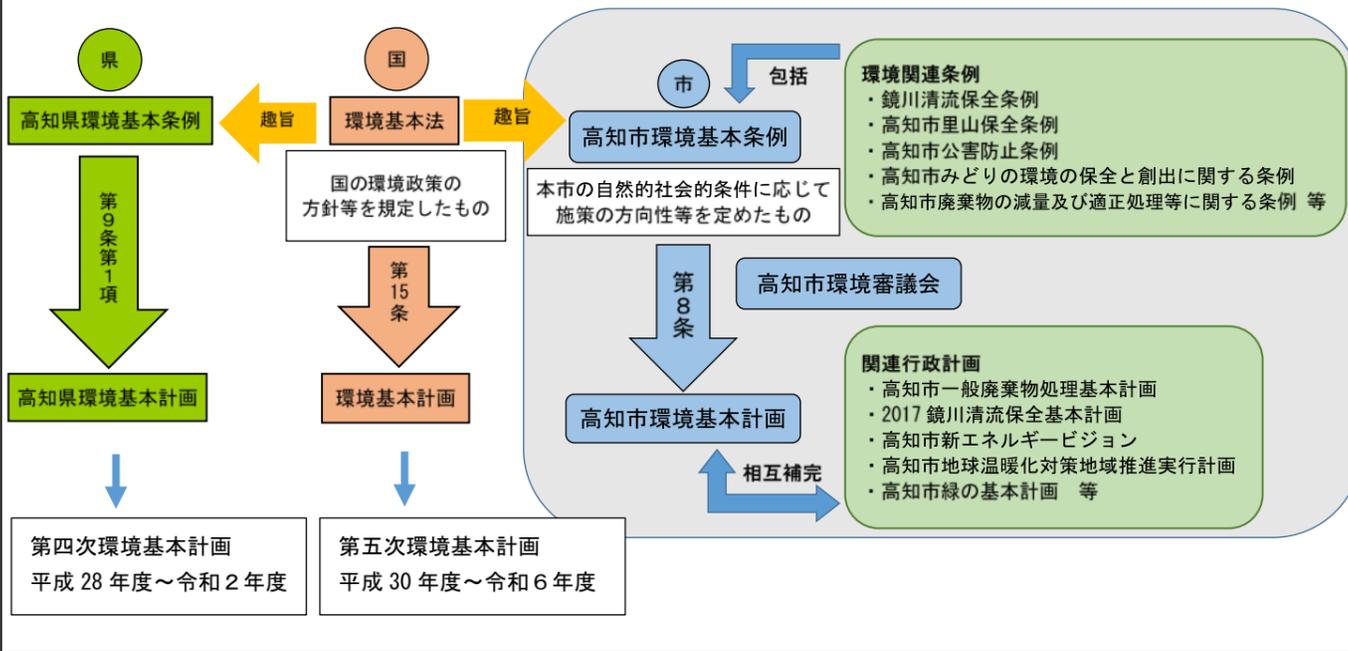
第二次高知市環境基本計画の概要

1 計画の位置付け等

○背景と経過 大量の資源やエネルギーを消費する社会活動は、環境に多大な影響を与え、地球規模の環境保全が世界共通の認識となった。国においては平成5年11月に環境基本法を制定、県においては平成8年3月に「高知県環境基本条例」を公布し、本市においても、平成9年3月に「高知市環境基本条例」を制定した。

○法と条例 「環境基本法」は、国の環境政策の方針等を規定したもの。一方、「高知市環境基本条例」は地方自治法（第14条第1項）を根拠とし、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を創っていくという環境基本法の趣旨に沿いながら、環境の保全及び創造について、本市の自然的社会的条件に応じて施策の方向性等を定めたものである。両者は競合ないし補完関係にあるものではなく、法及び条例がそれぞれ適用される。

○高知市環境基本計画 「高知市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもの。（平成9年、24年策定）



2 第二次高知市環境基本計画の概要

- 基本理念 地球温暖化防止・生物多様性の保全・地域の自然環境の保全とともに持続可能な地域社会の実現を図る。
- 基本方針 「未来につなげよういきいき自然！やさしさと行動力あふれるまち・高知」を望ましい環境像として定め、「2011高知市総合計画」の将来の都市像や市民が望む都市像も反映し、本市の環境行政を推進するための取組方針を示す。
- 全体構成 「2011高知市総合計画」との整合性を図り、7つの政策と19の施策に構成され、事業を実施している。
- 取り組む主体 「市」「市民」「事業者」「教育・研究機関」の4つの主体の協力により計画を推進。
- 計画期間 平成25年度～平成34年度（令和4年度）

3 施策等体系

政策	施策	主な指標（資料編 P.74,75）
1 自然豊かなまちづくり	1 生物多様性の保全 2 森林の保全・整備 3 里山の保全と再生 4 農地の保全 5 海洋・河川環境の保全と再生	・アユ生息数 ・浦戸湾・七河川一斉清掃で集められるごみ量
2 環境汚染の防止	6 公害対策の推進 7 生活排水対策の推進 8 放射性物質への対応	・水質汚濁防止法による水質測定回数 ・下水道の普及率
3 環境負荷の少ない循環型社会の構築	9 廃棄物の発生抑制・再利用の促進 10 廃棄物の適正な処理	・ごみの排出量 ・ごみの再資源化率
4 地球温暖化防止への貢献	11 人にやさしい低炭素都市の実現 12 新エネルギー活用の促進	・清掃工場でのバイオマス発電効率
5 美しく快適なまちの形成	13 みどり豊かな市街地づくり 14 良好な景観の形成	・緑化率（市街化区域における緑化済み面積の率）
6 環境と調和した減災対策	15 災害対応力の強化	・災害用の簡易トイレの配備率
7 参加・協働・連携の推進	16 環境学習の推進 17 情報共有の推進 18 多様な主体との連携・交流 19 広域行政の推進	・東部環境センター等の見学団体数 ・環境学習講座への参加数

4 主な取組

政策 1	自然豊かなまちづくり	鏡川水系でのアユの遡上調査、ホタルパトロール、里山保全協定締結者への協力助成金の交付
政策 2	環境汚染の防止	大気測定局による連続監視、有害汚染物質のモニタリング、下水道整備促進、合併処理浄化槽設置への補助、処理施設の適正な維持管理
政策 3	環境負荷の少ない循環型社会の構築	排出事業者への啓発、ごみの減量や正しいごみの出し方の普及啓発、焼却飛灰の再資源化促進、不法投棄防止パトロール
政策 4	地球温暖化防止への貢献	太陽光エネルギーの導入、効率的・効果的な省エネルギーの推進
政策 5	美しく快適なまちの形成	都市公園の整備、市有基地の計画的な整備と適切な維持管理
政策 6	環境と調和した減災対策	災害廃棄物処理計画に基づく事前対策、避難所の携帯トイレの備蓄
政策 7	参加・協働・連携の推進	清掃工場・東部環境センター等への施設見学への対応、鏡川わくわくツアー、里山歩きとホタルの夕べ、南が丘間伐体験